

第13回

リサイクル

お願いします。
住民協議会にご協力
18年間活動を続けてきました

新品
いっぱい

バザー

4月13日(土)午前10時
鳥山区民センター前広場

(雨天の場合は3階会議室とセンター前広場テント内で行います)

オウム真理教対策住民協議会が行う、リサイクルバザーも13回目を迎えます。オウム真理教の「解散・解体」を目標に続けてきた活動も19年目に入り、未だに不穏な活動を続けるオウム信者から目を離す事が出来ません。私たちは年2回の抗議デモと学習会、毎月の協議会ニュースの発行、毎日のオウム施設の監視活動などを、皆様からの募金で行っています。

この様な活動を続けるために、リサイクルバザーの売上げは活動資金として住民協議会を支えています。今年もバザーの売上げで、住民協議会の活動が続けられますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

1) 物品受付日時と場所

- 4月3日(水)午前10時～12時 鳥山区民センター 3階第6会議室
- 4月5日(金)午後1時～3時 鳥山区民センター 3階第6会議室
- 4月7日(日)午前10時～12時 鳥山区民センター 3階第6会議室
- 4月8日(月)午後1時～3時 鳥山区民センター 3階第6会議室
- 4月10日(水)午前10時～12時 鳥山区民センター 3階第6会議室

※鳥山区民センターに駐車場はありません。

初めての物品提供
大歓迎です

2) 受付物品

- ・日用品（石けん、タオル、シーツ、陶器類、乾物類など）
- ・衣料品（子供服、婦人服、紳士服など新品、あるいはクリーニング済みのもの）
- ・雑貨（アクセサリー、玩具、ハンドバッグ、靴、時計など）

※物品によってはお受け出来ないものもあります。

※陶器類・靴は新品に限ります。ご了承ください。

●お問い合わせ：03(3326)1202(鳥山総合支所内事務局)

第38回 抗議デモ・学習会 「ひかりの輪で経験したこと、その本質」

5月11日(土)

- 抗議デモ 午後1:30集合 1:50出発 鳥山区民センター前広場
- 学習会 午後2:30開会 鳥山区民センターホール

アレフ・ひかりの輪を経験し、2016年に脱会した中山さんから、話を聞きます。聞き手は滝本太郎弁護士。「嘘をつくのがワーク」だった上祐、彼は内部でどんなことを話しているか、どんな団体なのか、そして本当の脱会とは？ いろんなエピソードがありましょう、とても貴重な機会です。ぜひご参加ください。

パンフ「その勧誘だいじょうぶ？」の配布

オウム真理教を知らない若い世代が増える中、住民協議会では、毎年、区内大学の新入生向けに、「日本脱カルト協会」が発行しているカルトの勧誘を防ぐためのパンフレット「その勧誘だいじょうぶ？」を購入し、配布しています。今年も4大学から約5,000部の申し込みがありました。パンフレットは、新入生に配布できるよう各大学にお届けしました。

「その勧誘だいじょうぶ？」申込状況

(平成30年度)

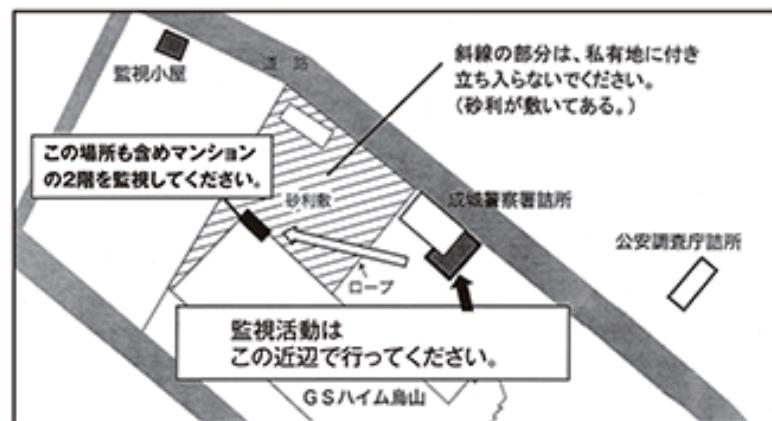
大学名	希望枚数
東京医療保健大学	610
昭和女子大学	2,030
日本大学商学部	1,500
日本女子体育大学	700
合計	4,840



ひかりの輪への監視は最も重要な活動

ひかりの輪への監視は、見張る事で相手の状態を明らかにし、私たちの存在を相手に見せることが重要となります。監視活動は長期にわたり、アレフの時代からひかりの輪を含め、18年目となります。住民協議会では、募金・署名活動、ニュースの発行、抗議デモ・学習会などを定期的に行ってますが、その中でも、監視活動は最重要課題です。直接ひかりの輪と対峙し、お互いの心の動きまで感じ取れる活動は、他に例がありません。監視活動参加者は、17年間で述べ18,600余名37,200の瞳が見つめ続け、ひかりの輪にとっては、最も忌み嫌う活動と言えます。365日住民の監視に晒されるのは、どのような人物・団体でもいい気持ちはしません。ひかりの輪にとって住民協議会は、厄介な団体と写っていることは間違いありません。それが如実に現れたことがあります。監視活動は以前、マンション前の砂利が敷いてある場所付近で実施していました。ところが3年前のある日、上祐本人が監視活動中の住民に向けて「その場所は私有地だから出て行け」と突然怒鳴りつけてきました。大家さんに言われるなら納得がいくが、上祐からは言われたくありません。自身の小物さを露呈した一幕がありました。さらに上祐は、教典を唱えているのか、瞑想しているのか、考え方をしているのか、マンションの廊下を

行ったり来たりすることが多く見られます。いかにも鷹揚に見えますが、自らの姿を住民に晒し「俺が代表の上祐だ、良く見ておけ」とのパフォーマンスで、住民を威嚇しているつもりなのでしょう。このような態度こそが上祐の本質を表すもので、鼻持ちなりません。今後も監視活動を続けるなかで、従事される皆さんの身体の状態はご自分が一番分かることと思います。もし体調が悪い場合は、代わってもらうか欠席とし、監視活動中であれば、監視小屋で休憩するか、帰宅するようにしてください。今年に入り、成城警察署とも話し合い、相互協力することと、監視場所と監視の方法は、各団体の独自性を尊重することを合意しました。これからも粘り強く監視活動を続けましょう。尚、監視場所については下図を参考にしてください。



ひかりの輪、観察処分をめぐり東京高裁で逆転敗訴

平成31年2月28日東京高等裁判所、後藤博裁判長は、ひかりの輪に対し、観察処分取り消しの一審判決を覆し、観察処分の継続を言い渡した。昨年9月ひかりの輪に対する、東京地裁の観察処分取り消し不服として国が控訴していたものだ。判決は「ひかりの輪の信者の8割は、オウム真理教の後継団体アレフに入会していた信者だった。ひかりの輪はアレフから分裂したが、オウム真理教の教義を継承してるとし、アレフとの同一の団体ではないが、ひかりの輪とアレフは同一性がある」と述べ、東京地裁はひかりの輪の請求を取り消し、観察処分の継続を認めた。これ

により、ひかりの輪は、信者の名簿提出、資産の報告、定期的な施設への立入り検査が義務付けられることになった。

住民協議会ではこの判決を受け、これまでの18年間の活動が裁判所に認められたとして、今後は気持ちを新たにして、ひかりの輪と対峙していく方針だ。

一方、東京地裁が認めた、アレフとひかりの輪は別団体であるので、観察処分で規制することは出来ない、とした判決とは真逆となった。ひかりの輪は上告を明確にしているため、最高裁まで予断を許さない。

住民協議会活動報告

2月21日（木）住民協議会
2月25日（月）編集会議 協議会ニュース183号初校正
2月28日（木）ひかりの輪裁判傍聴
3月2日（土）若返り桃まつりで募金活動

3月4日（月）編集会議 協議会ニュース183号再校正
3月7日（木）事務局会議
3月10日（日）三世代地域交流もちつき大会で募金活動
3月12日（火）協議会ニュース183号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。